

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	27 スクールバス管理事業（小学校）	事業担当課	指導課
--------------	---------------------------	--------------	------------

事業データ

事業の目的	清瀬市立小学校の特別支援学級に通学する児童に対し、市内全域からの通学を保障するため、送迎バス(以下「スクールバス」という。)の円滑な運行を目的としている。
法令等根拠	清瀬市特別支援学級スクールバス取扱要領
対象 (受益者など)	スクールバスの利用については、次の各号に掲げる学校の特別支援学級に在籍する児童を対象とする。 (1)清瀬市立清瀬小学校特別支援学級 (2)清瀬市立清瀬第七小学校特別支援学級
事業の必要性と内容	清瀬市内には特別支援学級が2校だけである。市内全域からの児童の安全な通学を保障するため。
事業の実績	平成17年度から、清瀬市内には特別支援学級が2校のため、市内全域からの児童の安全な通学を保障している。 平成22年度9人、平成23年度12人、平成24年度9人
事業の効果	2校ある特別支援学級の入級選択の枠が広がり、地域だけではなく児童の状況に応じて通学が可能になる。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	利用希望者が増え、今まで自宅近くからの送迎でしたが、バス停形式で利用者にも協力してもらいながら出来るだけ希望者全員を乗せている。 バスの再リースが8年目で老朽化してきているので安全面から近年には新規のバスをリースしていかなければならない。 市内全域に在住する特別支援学級在籍児童の安全な通学のためには不可欠な事業であるが、特別な支援を必要とする児童の増加に伴い、利用者も増加傾向にあり、現状のバス一台という環境では対応しきれなくなっている。現在は、バスの運転業務のみ業務委託としているが、将来的には学校や家庭との連絡調整、車両、運転等、事業全体を業務委託する方式を検討すべきである。

事業に係わる経費など（平成24年度実績）

決算額	4,507	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	4,507	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	スクールバス借上料 666,540円 運行業務委託費 3,572,760円 燃料費等消耗品費 250,648円					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.18	人	905	千円
	所要人員	i 一般職員	0.07	人	582	千円
		ii 嘱託職員	0.11	人	323	千円

事業に係わる経費（平成25年度予算額）

平成25年度 予算額	4,206	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input checked="" type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見（外部評価委員会で論じてほしい点など）

意見（論点）	継続 ■児童が安全に通学できる環境を作るため、今後も当事業継続が必要である。また、現在の利用者の実績からも、現状での事業継続が望ましい。
---------------	---

事務事業名	28 教育指導事業（小学校・中学校） （理科教育の充実に係る経費、外国人英語学習指導助手に係る経費）	事業担当課	指導課
-------	---	-------	-----

事業データ

事業の目的	外部人材の効果的な活用を進めるとともに、指導方法の工夫や授業改善を図る。
法令等根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市公立小学校理科支援員等配置事業実施要領 ・清瀬市公立小中学校外国人英語学習指導助手事業実施要領
対象 (受益者など)	清瀬市立小・中学校
事業の 必要性と内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外部人材の活用を進めることで、児童・生徒の学び方や学習の進度に対応した指導を進めるとともに、学校の課題に対応した指導を展開することができる。
事業の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員を全小学校配置。 ・外国人英語学習指導助手を全小中学校に配置。
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・理科の実験、観察等に係る準備等の時間短縮につながり、教員が他の授業等の準備にかかる時間の確保につながっている。また、児童の体験的学習の安全性を高めるとともに、学習内容を深めることにつながっている。 ・外国人英語学習指導助手との関わりを通して、英語による自然なコミュニケーションを図ることにつながっている。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人英語学習指導助手の授業時間以外の運用について総合的な学習や部活動での指導を認め、国際理解の推進を進めている。 ・今後ますます進展していくであろう国際化に対応するため、英語学習の充実は必須である。これまでネイティブの発音に慣れさせるとともに、外国の文化に直接触れる体験を重視して、外国人指導助手の配置を進めてきたが、派遣回数に限られ、イベント的な学習活動となっていたことは否めない。平成25年度より小学校で英語が堪能な日本人指導助手の派遣に重きを置き、より本格的な英語に触れる学習活動を増やすよう施策の転換を行った。派遣業務は外部委託を検討したい。

事業に係わる経費など（平成24年度実績）

決算額	24,047	千円	一財が事業費に占める割合	97.1	%	
財源の種類	市	23,347	千円	備考:		
	国・都	700	千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の 主な内訳	小・中学校 外国人英語学習指導員の委託費 (11,109,387円) 中学校 課外活動指導員 (1,995,000円)					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.2	人	1,554	千円
	所要 人員	i 一般職員	0.18	人	1,496	千円
		ii 嘱託職員	0.02	人	58	千円

事業に係わる経費（平成25年度予算額）

平成25年度 予算額	7,985	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見（外部評価委員会で論じてほしい点など）

意見 (論点)	<p>継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 理科支援員の配置により、効果的かつ安全性を高めた授業展開が可能となる。また、教員の時間確保により、教員が一人ひとりの児童・生徒を見ることが、個人のやる気ひいては学力向上にもつながることが期待できる。 ■ 英語学習指導助手の活用については、さらに効果的な内容を今後も検討する必要がある。
------------	--

事務事業名	29 教育振興事業（小学校・中学校） （特別支援学級校に係る一部経費）	事業担当課	指導課
-------	--	-------	-----

事業データ

事業の目的 特別支援学級設置校である清瀬小学校・清瀬第七小学校・清瀬中学校において実施する校外宿泊学習を中心とする教育活動の支援を目的とする。

法令等根拠 学習指導要領

対象
(受益者など) 特別支援学級在籍児童・生徒

事業の必要性と内容 ・校外宿泊学習、校外学習を通して日頃体験できない環境で学習し、新たな知識理解を深めると共にさまざまな環境への適応能力を高める。また、集団生活の在り方や公衆道徳などの望ましい体験を積むことができる。
・精神科医による診察を通して児童・生徒一人一人の状況を把握し、具体的な指導の手だてを確認することができる。
これらのことから、きわめて必要性の高い事業である。

事業の実績 ・特別支援学級設置小学校2校は、立科山荘にて1泊2日乃至2泊3日の宿泊学習を実施した。
・特別支援学級設置中学校は、高尾の森わくわくビレッジにて2泊3日の宿泊学習を実施した。
・精神科医が各学級を年間2回巡回した。

事業の効果 ・校外学習を通して、児童・生徒が自立して行動できるようになるとともに、学級集団としての凝集性が高まった。
・医療的側面から子供を見ることができ、多角的な視点で個別指導計画等を作成することができた。

特記事項
(問題点、工夫点、これまでの見直し点など) 精神科医の巡回は非常に効果が高く、通級指導学級への巡回も希望したい。文部科学省など各種調査によると、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒は、一学級に3～4名となっており、今後ますますの増加が見込まれている。このことから教育委員会では、平成24年度に「清瀬市特別支援教育第2次推進計画」を策定し、その推進を今年度の最重点課題としている。本事業は特別支援教育の核となる特別支援学級に在籍する児童生徒に、体験的な学習を通して全人的な成長を図ることを目的とするものであり、通常学級の指導にもその成果は還元できると考える。

事業に係わる経費など（平成24年度実績）

決算額	2,064	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	2,064	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	特別支援学級児童・生徒の校外宿泊学習、校外学習に係る経費。(913,045円) 特別支援学級精神科医による巡回相談に係る経費。(180,000円)					
人件費	人件費合計(i + ii)		0.44	人	3,014	千円
	所要人員	i 一般職員	0.32	人	2,662	千円
		ii 嘱託職員	0.12	人	352	千円

事業に係わる経費（平成25年度予算額）

平成25年度 予算額	2,656	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見（外部評価委員会で論じてほしい点など）

意見
(論点) **継続** ■児童・生徒の発展段階で様々な体験をしていただくことは、成長途中の重要な過程であり、今後も当事業継続が必要である。

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	30	IT関連事業	事業担当課	生涯学習スポーツ課
-------	----	--------	-------	-----------

事業データ

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 教育総合計画マスタープランに基づき、市民に生涯を通して学習する機会を提供することを目的に、教室等を実施。 市民のIT技術の取得及び向上に資する講習を実施。
法令等根拠	社会教育法、生涯学習振興法
対象 (受益者など)	市内在住・在勤者
事業の必要性と内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民のIT技術の取得及び向上に資する講習を実施。 パソコンの基礎技術から、インターネットまでの講習を行う。また、講習で知らないことや、もっと自分から学びたい人のためにフォローアップとして談話室を開催。
事業の実績	回数と延参加人数 一般講習 27コース(108回)465名、初心者教室5コース(30回)82名 サタデーPC談話室10回66名、パソコン談話室44回588名 ※1コース4回定員20名、談話室は延べ数
事業の効果	パソコンやインターネットの普及に伴い、学習を希望する方が増加している。また、ワード・エクセルを学ぶことにより、就職活動に寄与している部分もある。高齢者についても意欲的に学習に参加。学習機会を提供することで自己を高め、自己実現を図ることができる。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	<ul style="list-style-type: none"> 今後も一段と多様化・高度化していくことが見込まれる市民の学習ニーズ対応するために、高度な学習機会を提供していく。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	4,220	千円	一財が事業費に占める割合	86.6	%	
財源の種類	市	3,656	千円	備考:		
	国・都		千円	IT講習受講料		
	市債		千円			
	ほか	564	千円			
事業費の主な内訳	報償費 謝礼など			2,367,000円		
	消耗品			17,345円		
	通信運搬費等			141,266円		
	講習用パソコン賃借料			1,693,692円		
	合計			4,219,303円		
人件費	人件費合計(i + ii)		0.19	人	1,520	千円
	所要人員	i 一般職員	0.18	人	1,497	千円
		ii 嘱託職員	0.01	人	23	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	4,236	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見 (論点)	見直し ■シルバー人材センターやNPOが同様の事業を実施していることから、代替性の可能性や、内容について見直しを検討する必要がある。
------------	--

事務事業名	31 体育施設管理事業	事業担当課	生涯学習スポーツ課
-------	--------------------	-------	-----------

事業データ	<p>事業の目的</p> <p>市内の体育施設等を市民が常に安心・安全に利用できるように、常に点検・修繕等を行い、体育施設としてベストの状態を維持するための管理費。下宿第二運動公園野球場と下清戸運動公園テニスコート(駐車場用地含む)は市運動施設として利用するため賃借料を計上している。市民プールは滅菌装置の改修とシャワーを太陽熱を利用した温水シャワーに変更。下宿体育館の窓の閉開金具が年数の経過に伴う劣化のため取替を実施。スポーツ時の緊急対応の為、下宿第三運動公園内の管理人室にAED設置した。陸上及び水泳記録会の正確な記録を計るため、スターターを購入。</p> <p>法令等根拠</p> <p>スポーツ基本法・スポーツ振興法</p> <p>対象(受益者など)</p> <p>屋外体育施設(テニスコート・サッカー場・野球場・プール)・屋内体育施設(体育館・柔剣道場)を利用するスポーツをする市民等全般</p> <p>事業の必要性和内容</p> <p>スポーツ施設の運営については、地権者の協力が不可欠である。市民プールの水に対する安全確保のため滅菌装置を交換した。また、プールへの入る前及び出るときにしっかりとシャワーを浴びていただくために、水シャワーから温水シャワーに変更した。スポーツ施設での緊急時対応のためにAEDを設置した。陸上及び水泳記録会の正確な記録を計るためにスターターを購入した。</p> <p>事業の実績</p> <p>スポーツ施設については、土・日を中心に市民大会等が実施され、多くのスポーツを愛する方々に利用していただいた。市民プールについては、24年度も多くの市民の皆様が利用し、温水シャワーを活用していただいた。スポーツ施設へ設置したAEDについては、使用するような緊急事態は起こらなかった。スターターの購入により正確な記録を測定できた。</p> <p>事業の効果</p> <p>テニスコート・野球場とも多くの団体が利用しスポーツをエンジョイした。市民プールは、滅菌装置の交換により水の安全が確保でき、太陽熱を利用した温水シャワーは、常時40度程度の温水が供給できるため、水シャワーに比べて利用者が増え衛生面での向上も図られた。記録会の参加者に対しより正確なデータを渡すことができた。</p> <p>特記事項(問題点、工夫点、これまでの見直し点など)</p> <p>地権者の今後の買い取り申し出による対応。今後、人工芝張替等のメンテナンス及び改修工事が検討課題である。</p>
--------------	--

事業に係わる経費など(平成24年度実績)						
決算額	9,438	千円	一財が事業費に占める割合	88.1	%	
財源の種類	市	8,318	千円	備考: 総合交付金1,120千円(下宿センター)		
	国・都	1,120	千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	テニスコート用地借上料			7,298,471円		
	下宿市民プール滅菌装置等改修工事			945,000円		
	下宿市民体育館窓改修工事			484,050円		
	AED購入費			446,250円		
	スターター購入費			263,644円		
人件費	人件費合計(i + ii)		0.28	人	2,328	千円
	所要人員	i 一般職員	0.28	人	2,328	千円
		ii 嘱託職員		人		千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)		
平成25年度予算額	8,349	千円

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択			
必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能
<small>※他の主体:民間事業者、NPO法人等</small>			

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)	
意見(論点)	<p>継続</p> <p>■健康増進のため、当事業の実施は有効的であるが、定期的な利用料金の見直しを行い、受益者負担の考え方を整理し、公平化を図ることが必要である。</p>

事務事業名	32 駅前図書館運営事業	事業担当課	図書館
--------------	---------------------	--------------	------------

事業データ

事業の目的	基本的な人権の一つである知る自由を社会的に保障する機関として、図書館資料の収集・整備に努め、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。
法令等根拠	図書館法(昭和25年法律第118号)
対象 (受益者など)	乳幼児から高齢者まで、全ての清瀬市民及び、広域行政圏(小平市、東村山市、東久留米市、西東京市)の住民、近隣市(新座市、所沢市)の住民を対象とする。
事業の必要性と内容	その立地条件の良さから、清瀬市民の知的欲求に応えるための生涯学習の拠点として、図書館サービスの基本である資料貸出しサービスの中心館としての役割を担い、また生涯学習センター、男女共同参画センター、けやきホールと並び清瀬駅北口における公共施設群のひとつとして、市の教育、文化の充実を広く周知する効果は大きい。
事業の実績	平成24年度実績 入館者数 366,506人 資料館外貸出し点数 270,809点 まだまだ所蔵点数は少ないものの、平成24年4月よりDVD資料の貸出しを開始したことで、貸出者数、貸出し点数共に増加した。
事業の効果	年間入館者数が366,506人と、市の公共施設の中で最も市民に親しまれており、男女共同参画センター、けやきホール等の各種事業と積極的に連携をとることで、相乗的な効果も得ている。
特記事項 (問題点、工夫点、これまでの見直し点など)	図書館サービス全般の他、市民課の証明書自動交付機、生涯学習スポーツ課の公共施設予約システムの利用者用端末機を設置し、公共施設の入金処理業務にも対応する他、各種行政サービスの案内など情報センター的な役割も担っての運営を実施。

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	11,427	千円	一財が事業費に占める割合	100.0	%	
財源の種類	市	11,427	千円	備考:		
	国・都		千円			
	市債		千円			
	ほか		千円			
事業費の主な内訳	蛍光管等消耗品費 36千円 電話・コンピュータ回線等役務費 272千円 負担金(光熱水費、清掃、修繕、クリアビル共用部分の清掃、警備、修繕積立金等の共益費) 11,064千円					
人件費	人件費合計(i + ii)		17.3	人	74,023	千円
	所要人員	i 一般職員	5.45	人	45,322	千円
		ii 嘱託職員	11.85	人	28,701	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	12,737	千円
---------------	--------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見(論点)	継続 ■当事業の必要性は非常に高いが、全面的に市が直営することについては今後、見直しを考慮の必要がある。一部委託にするなど、代替性についても検討の必要がある。
---------------	---

平成25年度 清瀬市行政評価票(担当所管課用)

事務事業名	33 博物館事業	事業担当課	郷土博物館
--------------	-----------------	--------------	--------------

事業データ

事業の目的
郷土文化の普及・継承、情報発信に努め、市民の生活文化の向上及び郷土愛を育む拠点施設として「子どもから大人まで広く市民が親しめる博物館」を目指す。特別展示「収蔵美術品展」では、H23年度に寄贈された虹のアーティストとして著名な鬚嘯氏の版画作品4点など当館所蔵の美術作品を展示し、清瀬市における一層の美術の振興や文化向上を図る。近隣5市で巡回している「圏域美術家展」もH24年度に当市にて開催。

法令等根拠

対象
(受益者など) 市民、市民以外の来館者

事業の必要性と内容
・清瀬の伝統や文化を継承していくため、一般市民や子ども向け講座を開催
・常設展示のほか、年1～2回企画展を開催。清瀬の歴史・文化にまつわる内容を中心としているが、清瀬を中心に活躍している芸術家の活動紹介を重視している。
・H24年度は特別展示として、「収蔵美術品展」、「圏域美術家展」を開催。別紙のとおり。

事業の実績
常設展示、年中行事、先人の知恵に学ぶ講座、歴史講座、自然観察、昔の暮らし体験、寺子屋教室、ミュージアム・コンサート等。年中行事や講座シリーズはほとんど定員以上の応募がある。リピーターの他、毎年初来館者が一定数ある。ミュージアムコンサートには、定員60人のところ、80人が来場した。
【特別展示】(収蔵美術品展)郷土博物館所蔵の油彩画10点、日本が4点、版画13点、彫刻1点、色鉛筆画1点合計29作品を展示し、市民や市外の来館者に作品の魅力伝えることができた。来場者は902人、そのうちアンケートの回収数60のうち、88%の方から、「大変良かった」「良かった」との評価をいただいた。
(圏域美術家展)清瀬市14名、小平市5名、東村山市6名、東久留米市6名、西東京市7名の合計38名の美術家が、絵画作品を出品し、5市を中心とした市民や美術愛好家が来館、観賞した。展覧会の来場者は578人。

事業の効果
・通常業務では、来場者や参加者のアンケートから、清瀬市の良さを学んだことや引き続き学びたいという意欲があり、活動への期待が感じられる。
・「収蔵美術品展」では、優れた収蔵品があることを、市内外に公開することができた。定期的に開催してほしいなどの要望も多数寄せられ、市の文化向上に貢献することができた。
・「圏域美術家展」では、5市の特色ある作品を鑑賞していただけた。また、5市の美術家と市の担当者が顔を合わせ、展覧会の発展に向けた情報交換ができた。

特記事項
(問題点、工夫点、これまでの見直し点など)

事業に係わる経費など(平成24年度実績)

決算額	5,242	千円	一財が事業費を占める割合	89.8	%
財源の種類	市	4,709	千円	備考: ギャラリー(532千円) 郷土博物館資料収集基金利子(積み立て 〜1千円)	
	国・都		千円		
	市債		千円		
	ほか	533	千円		

事業費の主な内訳
別紙のとおり

人件費	人件費合計(i + ii)		4.05	人	29,097	千円
	所要人員	i 一般職員	2.65	人	22,038	千円
		ii 嘱託職員	1.4	人	7,059	千円

事業に係わる経費(平成25年度予算額)

平成25年度 予算額	4,831	千円
---------------	-------	----

第1次評価・事業担当課の自己評価 ※各項目いずれか1つを選択

必要性	<input type="checkbox"/> 事業の必要性が非常に高い	有効性	<input type="checkbox"/> 社会的効果を十分もたらしている
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の必要性が高い		<input checked="" type="checkbox"/> 社会的効果をもたらしている
	<input type="checkbox"/> 事業の実施に疑問がある		<input type="checkbox"/> 社会的効果が不十分である
効率性	<input type="checkbox"/> 最小の経費で最大の効果をあげている	代替性	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施すべき事業である
	<input checked="" type="checkbox"/> 経費相当の効果をあげている		<input type="checkbox"/> 部分的に他の主体での実施が可能
	<input type="checkbox"/> 改善の余地がある		<input type="checkbox"/> 全体的に他の主体での実施が可能

※他の主体:民間事業者、NPO法人等

第2次評価・内部評価委員会の意見(外部評価委員会で論じてほしい点など)

意見(論点) **継続**

- 特別展以外に、定例的な事業についても幅広いPRを行い、清瀬市の文化を発信する場として、より積極的に活動を行う必要がある。
- 専門家や他の団体との関わりを持った事業を広く検討する必要がある。
- 文化財保全について、積極的に進めていく必要がある。

【通常業務】

事業費内訳	謝礼	300千円
	消耗品費	386千円
	賄材料費	35千円
	委託料調査等	1386千円
	工事請負費設置工事	1827千円
	その他	1308千円

【特別展示】

収蔵美術品展

事業の必要性と内容	清瀬新ゆかりのある美術家や市民の方々から、作品の寄贈を多数受けている。これらの収蔵美術作品を市民や来館者に公開する機会を設定し、寄贈者の思いや市民の文化的ニーズにこたえることにより、市の美術振興、文化向上につなげる。	
事業費内訳	消耗品費	158千円
	印刷製本費	241千円
	通信運搬費	10千円

圏域美術家展

事業の必要性と内容	平成14年度まで当館にて開催していたが、平成15年度より近隣の5市で持ち回りで開催している美術展。25回を数える歴史ある展示会である点からも、必要度が高い。	
事業費内訳	消耗品費	49千円
	通信運搬費	60千円
	印刷製本費	400千円
	保険料	8千円
	食糧費	98千円
	設営など	412千円